

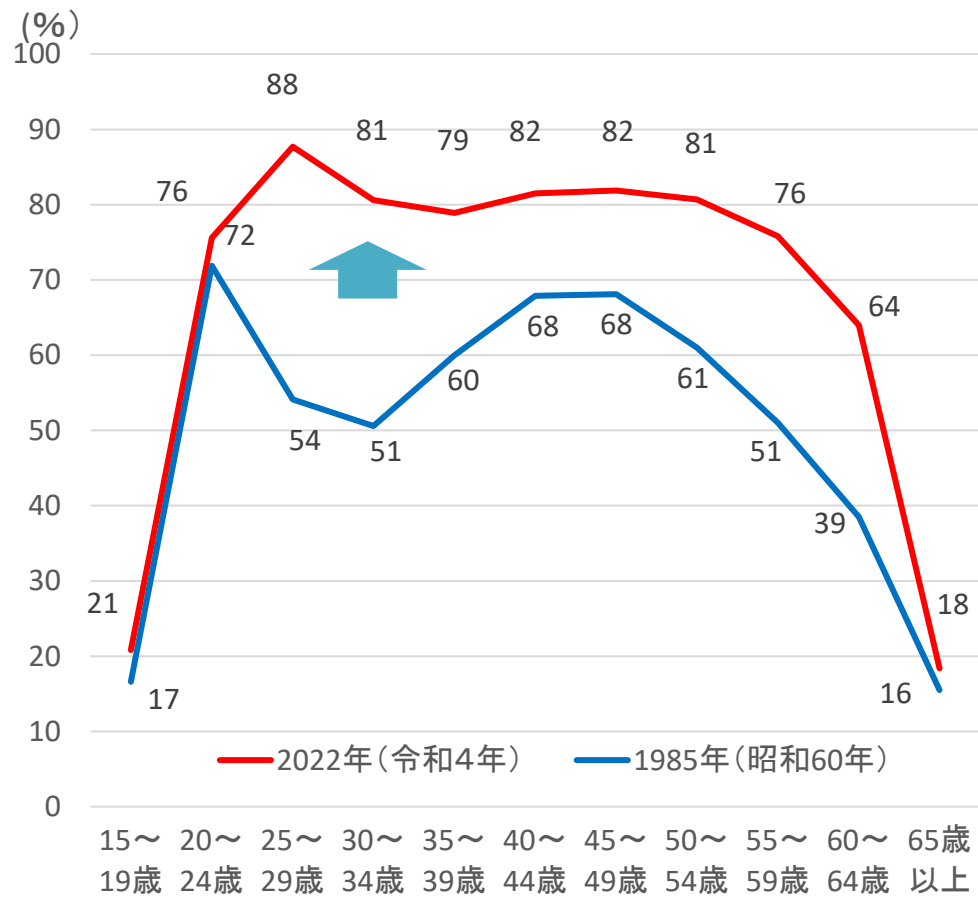
12. テーマについて

3班 共働き・共育てについて

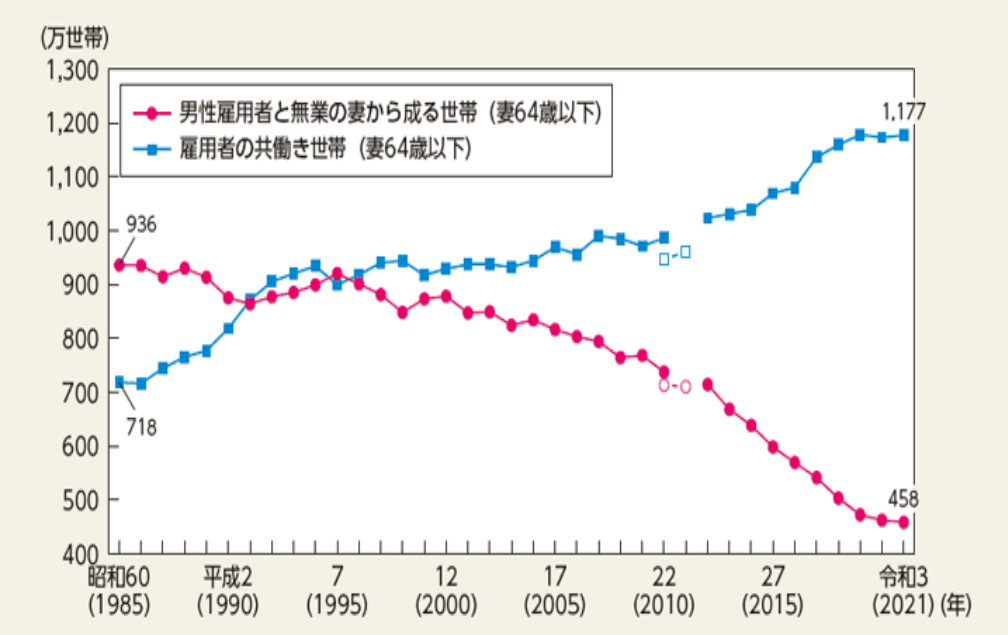
女性の労働力率・共働き世帯（お父さんとお母さんの両方が働いている家庭）の数

- 働いている女性の割合は、約40年前の1985年（昭和60年）には、結婚や子どもを産む年代に下がり、子育てが落ち着いた頃に再び上がっていましたが、最近では、下がるはばが小さくなってきました。
- お父さんとお母さんが働いている家庭と、お父さんだけが働いている家庭とを比べると、1997（平成9）年から最近までは、お父さんとお母さんが働いている家庭の数のほうが多くなっています。

働いている女性の割合（年齢別）



お父さんとお母さんが働いている家庭とお父さんだけが働いている家庭の変化（妻が64歳以下の世帯）



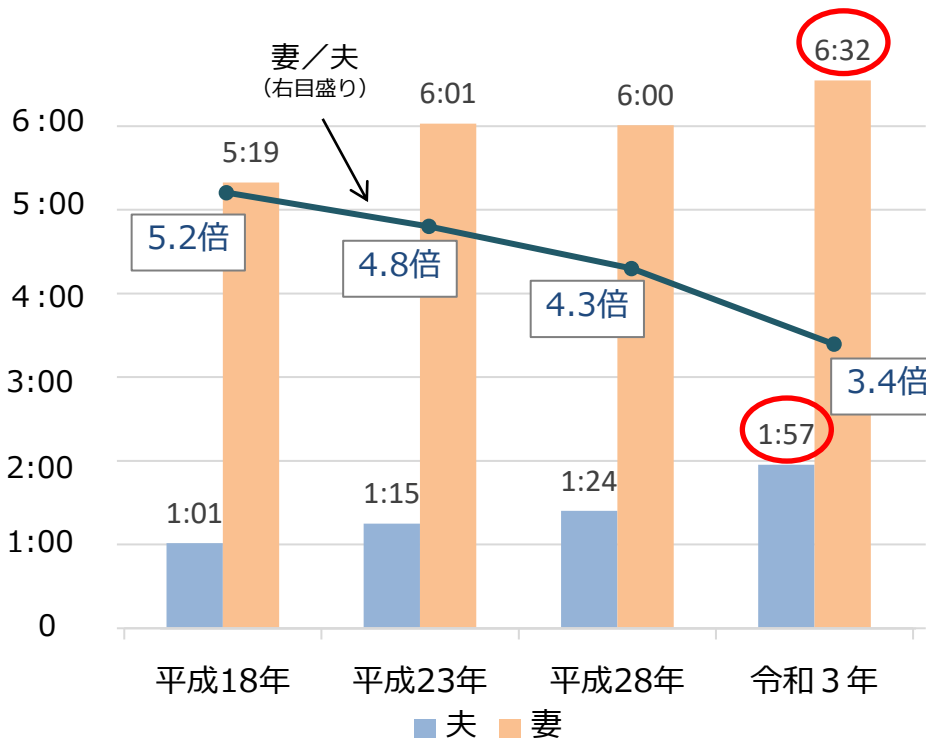
【出典】総務省「労働力調査」

【出典】内閣府「男女共同参画白書」（令和4年版）

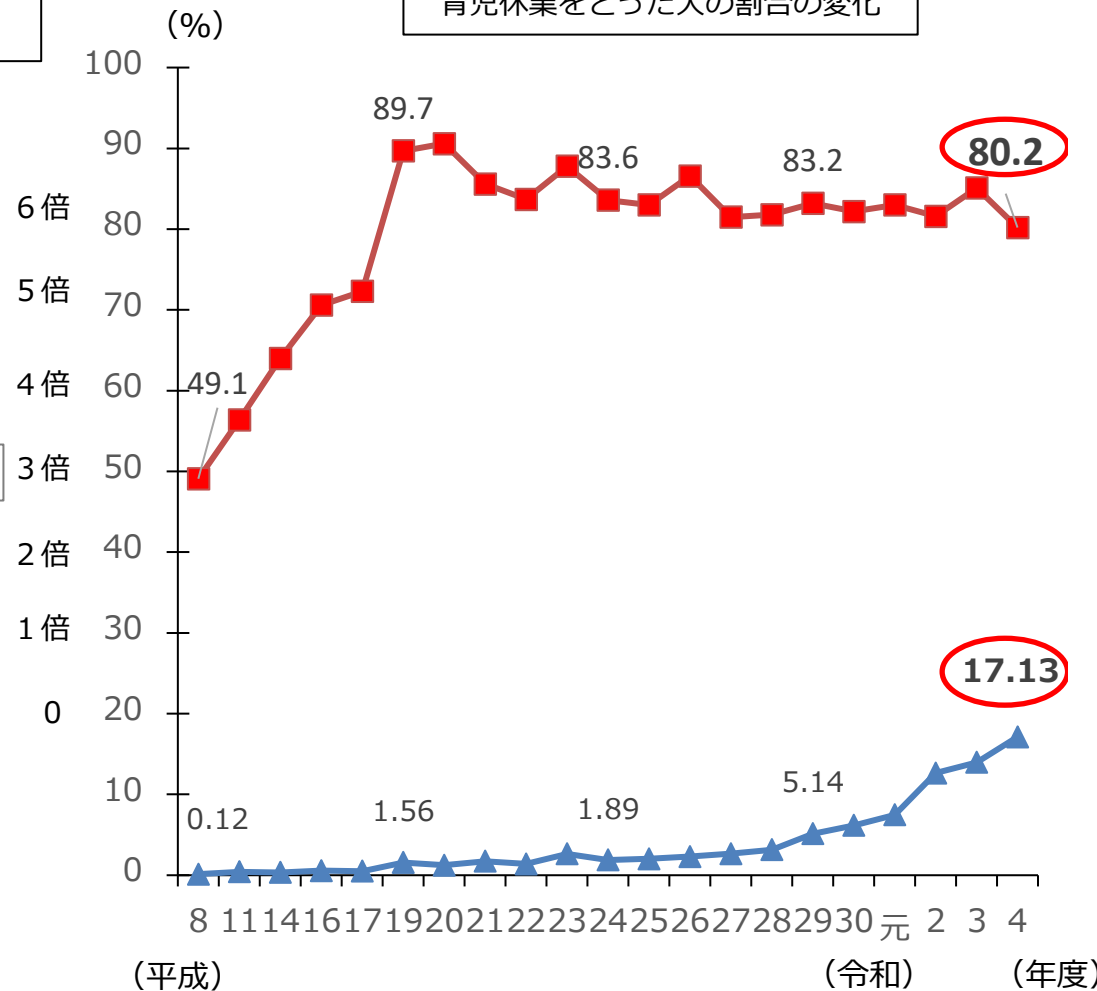
ともばたら
共働きの家庭の育児や家事をしている時間・育児休業をとった人の割合

- 6歳より小さい子どもがいる共働きの家庭で、1日あたりの育児や家事などをしている時間は、2021年（令和3年）で妻（お母さん）は6時間32分、夫（お父さん）は1時間57分で、大きな差があります。
- 育児休業（いくじきゅうぎょう）をとった人の割合は、女性は80%台なのに比べて、男性は低い割合ですが、だんだん増えています（2022年（令和4年）度：17.13%）。

6歳より小さい子どもがいる共働きの家庭で、
育児や家事などをしている時間（週全体平均・1日当たり）



育児休業をとった人の割合の変化



【出典】総務省「社会生活基本調査」

出典：厚生労働省「雇用均等基本調査」

いく じ きゅうぎようきゅうふ

「育児休業給付」

こようほけん ひほけんしゃ

○雇用保険の被保険者が1歳未満の子を育てる目的で会社をお休みした場合（育児休業）に受け取ることができる手当

○こどもが1歳になるまで（場合によっては2歳になるまで）受け取れる

きゅうぎようまえかいしちんぎん

○休む前にもらっていた給料（休業前開始賃金）の約67%（手取りで80%相当）※の手当がもらえる

※育児休業開始から180日以降は50%相当額となる。



さらに令和7年4月1日からは...（検討中）

○こどもが生まれた後すぐに、**お父さんとお母さんが共に育児休業を取得した場合、最大28日間**、休む前にもらっていた給料（休業前開始賃金）の**約80%（手取りで100%相当）のお金**がもらえるように！



ちなみに...

○「育児休業給付」は「雇用保険制度」の仲間

○働く人が仕事を失ってしまった（失業）ときなどに、給付を行い、働く人の生活と雇用の安定などを図る制度

○一定の要件を満たした人が雇用保険に入ることができ（被保険者となる）、毎月の給料から保険料を納める。

○雇用保険の場合、保険料は、労働者・事業主のどちらも負担している。

いく じ じたん しゅうぎょうきゅうふ

「育児時短就業給付」

- 雇用保険の被保険者が2歳未満の子どもを育てる目的で、短い時間で勤務（時短勤務）をしている場合にもらえる手当
- 働く時間を短くすると、給料が減ってしまうため、時短勤務中の給料の10%の手当がもらえる
- 令和7年4月1日からの開始を目指して調整している新しい制度（実施にむけた法律案を国会に提出中）
- 育児と仕事の両立がよりしやすくなるように！



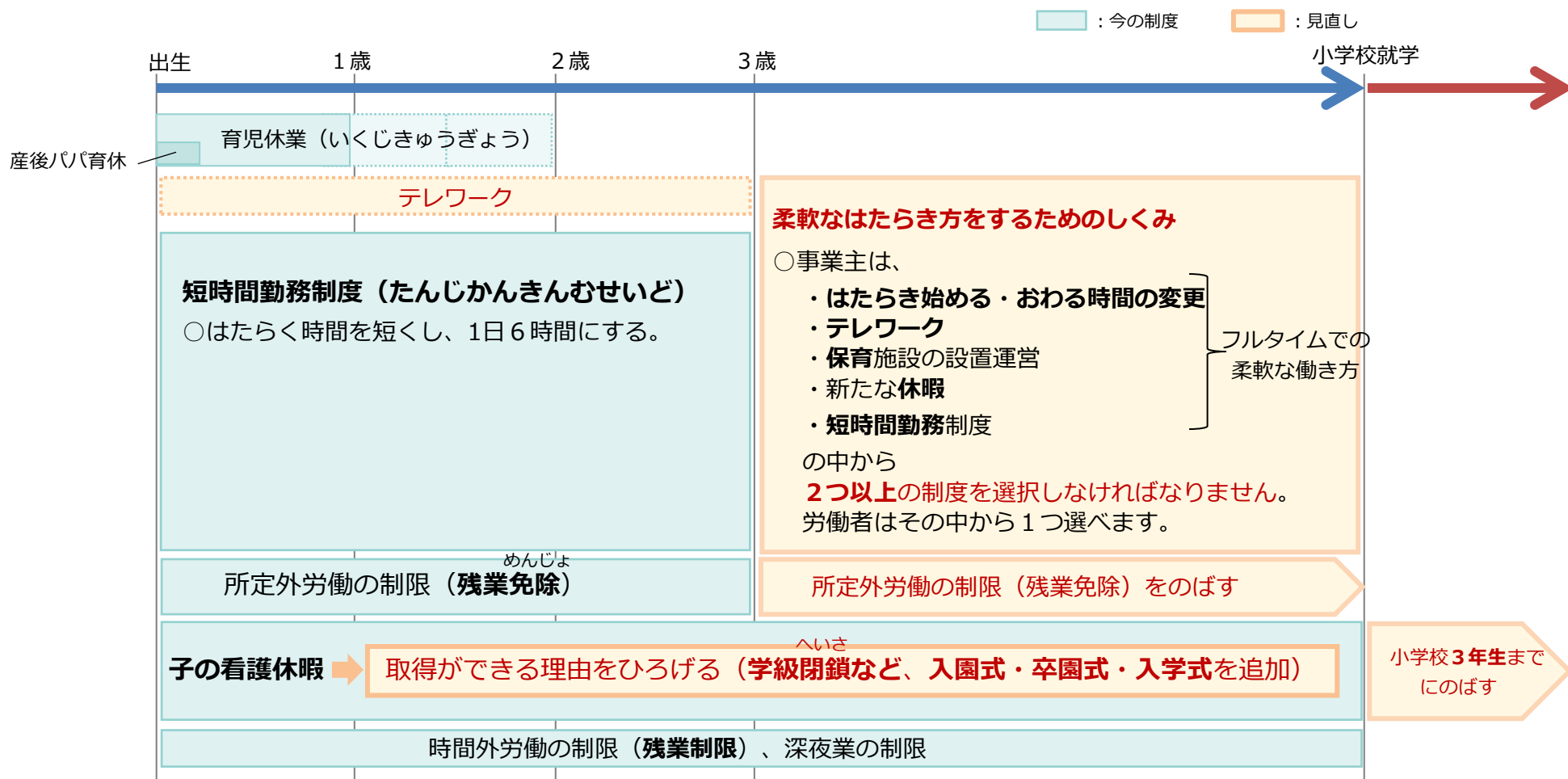
ちなみに...

- 「育児時短就業給付」も「雇用保険制度」の仲間

育児中の方を支援する制度③ ～柔軟なはたらき方をするためのしくみ～

子どもが大きくなっていくにつれて、^{じゅうなん}残業をしないはたらき方や柔軟なはたらき方も選択したい

検討中 子どもの年齢ごとに、さまざまなはたらき方のメニューを増やします！



今後の仕事と育児・家事の両立のイメージ

- 今後は、男性も女性も育児休業がとれるだけでなく、様々な働き方を組み合わせて男女で育児・家事を分担できるようにしていくことが望ましいです。

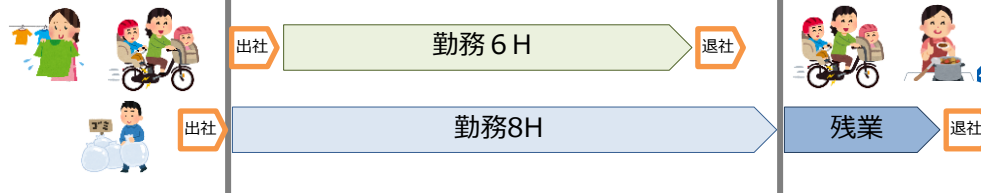
妻
夫

1日8時間勤務（45分間昼休み）、通勤時間40分（片道）の場合

【短時間勤務（たんじかんきんむ）のみの場合】 8:30

例① 妻：短時間勤務
（2H短縮）

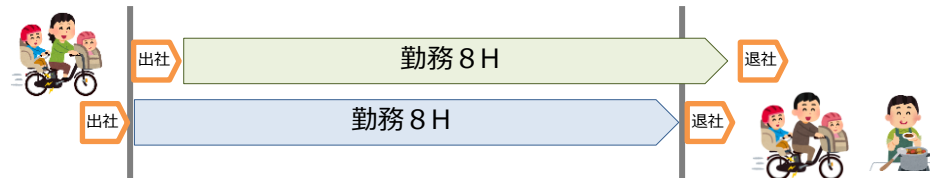
夫：通常出勤



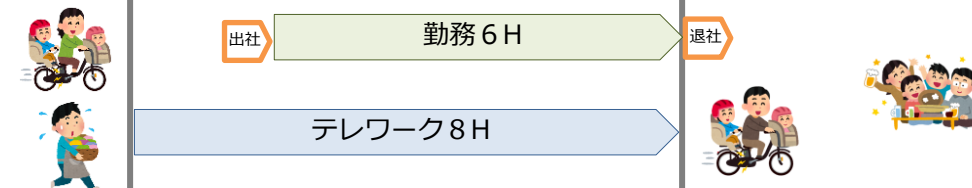
短時間勤務をしている人が育児・家事を多くすることになる

【様々な制度を組み合わせることで、次のような働き方や育児・家事分担ができるように！】

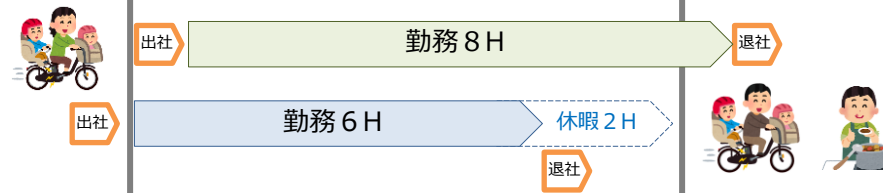
例② 妻：時差出勤＋残業免除
夫：残業免除



例③ 妻：フレックスタイム制
夫：テレワーク



例④ 妻：フレックスタイム制
夫：休暇



当日みなさんに聴きたいこと

- ① どんな制度があれば、夫婦ともに子育てがしやすくなると思いますか。（自分がおとなになったときのことを想像して考えてみてください）
- ② 将来どんな働き方がしたいですか。その働き方を実現するために、家事と育児と仕事はどんなバランスで働きたいですか。